

境内地(霊神場)をめぐる信者集団「講社」・

神社・地域住民「区」の関係について

—愛知県日進町岩崎御嶽山をめぐる紛争の一事例—

若 原 茂

一 は し が き

(愛知学院大学)

最初にお断りしておきたいことは、これから行います報告は、四人の先生方との共同研究にもとづくものである、ということであります。すなわち、本学会員である愛知学院大学法学部の、善冢幸敏教授、宇佐見大司助教、原田保助教、及びまだ本学会に加入されていませんが、高木敬一講師にも加わっていただいで、これまで共同で資料の収集、整理、分析、検討を行ってきました。今日は時間の関係上、私が一括して報告させていただくことになりましたので、その点をまず、ご了解いただきたいとおもいます。また、これから報告しようとする愛知県日進町岩崎御嶽山をめぐる紛争事例は、本学のすぐ近くで起きた紛争でありまして、宗教学上も大変興味のある事例であろうと考え、会員の皆様方にご紹介申し上げます、ご意見などがわけていただければとおもっています、とりあげさせていただきますわけであります。しかし、本件事例は、訴訟が開始されてから日が浅く、何分にも訴訟中のことでありますから、訴訟の両当事者のご協力をあおがないと、資料はもとより、その争点すら充分に適確に把握できない状況でございます。そこで手をつくして紛争当事者に協力を求めたのでありますが、その結果、一方の当事者は、快よくご協力いた

いただきましたが、他方の当事者からは訴訟中であることを理由に、くわしい資料等につき開示していただくことができません、私どもは当初考えていた報告より、残念ながら、不本意なものにならざるを得なくなった点をあらかじめお断りしておきたいとおもいます。ここでは、日進町岩崎の御嶽山の土地をめぐる紛争の実態を限られた資料の中でご報告させていただきたくとどめ、後日、別の機会に何らかの形で発表させていただく予定でございますのでご了承いただければとおもいます。

二 岩崎御嶽山の現状について

さて、それでは、日進町岩崎御嶽山の現状について報告させていただきますが、最初にこの紛争の起きております、愛知県日進町岩崎にあります通称岩崎御嶽山についてご説明し、その後スライドをつかって、岩崎御嶽山の現在の状況を紹介させていただきます。まず岩崎御嶽山について説明させていただきます。この岩崎御嶽山というのは、竹の山とよばれる山のことであります。ここに御嶽社と多数の霊神碑が建立されております。霊神碑というのは、木曾御嶽山にも多く建てられており、これが一つの特色でもあります。ご承知のように木曾御嶽に対する信仰というものがありまして、その信者の集まりが御嶽講とよばれます。御嶽信仰は、江戸時代後半に、尾張の行者、覚明と江戸の修験者普寛の二人の努力で木曾御嶽山の登拝が木曾谷の住民以外にも解放されたことにより、江戸あるいは尾張で活発になり、御嶽講も次々に誕生したのであります。幕末には、全国的に拡がり、五百を超える御嶽講が存在したほど、御嶽信仰は、一般民衆の支持を集めたのであります。御嶽講では、御嶽山そのものを信仰対象とし、その象徴である御嶽神社を崇敬し、講社を組織して、里社、奥社の参詣を行い、その特色としては、行者とか、先達とかよばれる人が、前座・中座の役につき、主に中座役に霊神がのりうつり、託宣をのべるといふ、いわゆる「お座立て」とか、「お

勤め」とかいふ宗教行事がよく知られております。幕末の頃、この地方につくられた御嶽講の一つに、心願講とよばれる講社があります。この心願講の講祖である明寛行者と明心行者が、「岩崎御嶽山縁起」によれば、万延元年（一八六〇年）に岩崎の竹の山に御嶽大権現を勧請し、御嶽社をつくったとされておりまして、ここを拠点に心願講が勢力を拡大していくにしたがい、霊神碑がたくさん建立されるようになり、いつしか、竹の山はこの地方の住民から、岩崎御嶽山とよばれるようになったのであります。

この岩崎御嶽山の現状をみると、竹の山の山頂に宗教法人御嶽社があり、その付近一帯の木立の間に多くの霊神碑が建てられております。霊神碑はそれぞれ霊神場とよばれる区画のなかに、心願講をはじめ、それぞれの講社単位で存在し、管理されているようであります。大きな霊神場になりますと、千平方メートルを超えるような広さがあり、そのなかに多数の霊神碑が建立されています。また、霊神碑には、一般に御嶽山を現わす印が彫ってあり、その下に講社名が入っており、それぞれの講社の存在を示しています。この竹の山には、このような霊神碑ばかりではなく、他の宗教的な礼拝の対象物なども少なくないのであります。また、この竹の山の別の峰の山頂には、奥の院とよばれる社があり、かつては、信者は、けわしい山道を歩いてそこに参詣していたようであります。

三 本件紛争をめぐる訴訟の経緯について

ところで、このような愛知県下における御嶽信仰の霊山ともいうべき岩崎御嶽山の付近一帯は、近年とみに著しく開発され、宅地化が進んで、地価も一段と高くなりつつあります。愛知学院大学がこの地に移転を始めましてから、十年になります。その間のこの付近の開発はめざましいものがあり、雑木林の小山は、その姿を消し、縁が失われて、住宅地が生まれるという状況を我々は目のあたりにみてきたのでありまして、その開発のテンポの速さに、実は

驚き、あきれているのであります。それだけに、かつてそれ程価値のなかった山林が、今日では莫大な財産として、見直されるようになってきたのであります。こうした事態は、何もこの地域にかぎった問題ではないとおもいますが、名古屋の中心地への通勤にもあまり時間を要しないこの付近では、それが特に著しいものであるということも皆様に容易に推察していただけるものとおもいます。こうしてこの地域一帯の開発が進むなかになって、先程見ていただいた多数の霊神碑のあるこの岩崎御嶽山の土地の所有権者は、これまで宗教法人御嶽社になっていたのが、昭和五六年九月に地元の大字岩崎に住む Y_1 ・ Y_2 の名前に変わったのであります。このたびの日進町岩崎御嶽山をめぐる紛争の発端は、この土地の所有名義の変更にかかわるものであり、特に、名義の変更に御嶽社の代表役員が同意したため、岩崎御嶽山を拠点とする心願講の先達グループから、訴が起されたのであります。現在、御嶽山をめぐる紛争は、レジメを見ていただくとおわかりのように、本件土地所有権の登記上の名義に関する訴——これを第一訴訟とよびます——と当該土地の一部売却、及び賃貸にかかわる損害賠償の訴——これが金員返還請求とよばれてこれを第二訴訟とよびます——及び御嶽社代表役員の地位をめぐる訴——これを第三訴訟とよびます——の三つの訴訟が並行するような形で進められています。そこで、この三つの訴訟の概略について説明させていただきます。

まず第一の訴訟は、さきほどのべましたように本件土地の所有名義が、 Y_1 ・ Y_2 に移されましたが、その理由というのは、 Y_1 ・ Y_2 の主張するところによりますと、御嶽社本殿など建造物のある土地以外は、従来地元の大字岩崎区、もしくは岩崎財産区所有の土地であったものを共有者一〇名の名義で登記していたところ、その後、相続問題で、登記が煩雑、かつ複雑になったため、昭和三二年一二月に、便宜的に宗教法人御嶽社の名義に登記を変更したのであるから、これをこのたび、真正な名義に戻したのにすぎない、というのであります。しかも、登記上、本件土地の名義を Y_1 ・ Y_2 にしただけで、実際は大字岩崎区、もしくは岩崎財産区のものであるということであり、本件土地の名義

の変更を訴訟資料などで調べてみますと、「大字岩崎持」であった本件土地の名義が、昭和四年一〇月に岩崎にある有限責任「梅ノ木信用講究組合」名義に変わり、昭和二四年一二月には、一〇名の共有者名義になり、そして、昭和三二年一二月には、宗教法人御嶽社に移っています。この間の名義の変更理由などについては、現在手許にある訴訟資料からは、よくわかりかねます。本件土地の名義が御嶽社から、昭和五六年九月 Y_1 ・ Y_2 に移ったことに対して、御嶽社の元責任役員であった X_1 ・ X_2 及び御嶽社の信者で、霊神場を持っている X_3 ・ X_4 ら四名が、昭和五七年一月これらの土地の処分禁止と、現状変更の禁止を求める仮処分を、名古屋地方裁判所に申請しまして、裁判所もこれを認めたのであります。そこで X_1 ら四名はこの決定を受けて、昭和五七年三月に、 Y_1 ・ Y_2 に対し所有権移転登記の抹消登記を求める訴を、名古屋地裁に提起したのであります。訴の請求趣旨は、要するに本件土地は、明治以前より、訴外御嶽社の宗教活動の用に供された境内地であり、昭和三二年七月に贈与、売買で所有権を取得したものであるから、 Y_1 ・ Y_2 に所有権を移転する理由は全くないにもかかわらず、御嶽社の代表役員Aがこれを認めたため、 Y_1 ・ Y_2 に移ったのであります。そこで、 X_1 ら四名は、訴外御嶽社に対して、御嶽社の境内地たる土地の移転登記の抹消を請求するにいたった、ということであり、これが所有権変更登記抹消登記請求訴訟という、いわゆる第一訴訟であります。次に第二訴訟について説明しますと、この訴訟を提起する直前に X_1 らを含む信者らが、御嶽社の氏子總會を開催し、代表役員たるAを解任し、新たにBを御嶽社の代表役員に選出したので、この訴訟では、代表役員Bが原告となっており、第二訴訟では、昭和四七年以後五五年にかけて御嶽社の前代表役員A及び岩崎区、岩崎財産区によって、違法に処分された御嶽社の土地の売却代金及び賃料などあわせて約四千万円の損害賠償請求の訴を、御嶽社の新しい代表役員Bが、前代表役員Aもしくは、岩崎区、岩崎財産区を相手に提起しております。これに対し、被告側は、御嶽社の代表役員はBでなく、Bには本件訴訟を遂行する権限がない、と反論し、当該土地は、御嶽社の所有であったこ

とはないと主張しています。そして第三訴訟では、X₁ら信者達が氏子総会で選出した御嶽社の代表役員Bに対して、同総会で解任されたAが、職務執行停止の仮処分の訴を裁判所に申請し、裁判所は、Aの申請を認めるとともに、代表役員Aの代行者として、愛知県神社庁関係者Cを指名するという決定を下しました。そして、この決定をうけて、AはBの代表役員にたる資格不存在の確認と、自己が引続いて代表役員であることの確認を求めて、訴を提起しているのであります。その理由としては、代表役員Aの解任・選任の手続が不備であること、特に氏子総会について規則上定めがなく、氏子総会が成立していないことをあげています。これに対し被告側は、氏子総会は、法的に成立していること、及び、原告Aは、就任以来御嶽社の財産の管理をおこなったり、また手続を無視して、財産を処分するなどして、御嶽社に損害を与えてきたことにより、解任せざるを得なかったと反論しているのであります。これが第三訴訟であります。

以上、本件紛争をめぐる訴訟の経過についてかいつまんでのべたのでありますが、この紛争の中心は、やはり第一訴訟で、本件土地の権利が、御嶽社にあるのか、それとも地元岩崎区もしくは岩崎財産区にあるのかという本件土地の帰属をめぐる争いといえるとおもいます。ただいづれの訴訟の進行状態も、遅々として進捗していないようでありますが、われわれの印象では、第三訴訟の代表役員Aの地位をめぐる争いの如何が、この紛争の結果に大きな影響を与えることになるのではないかとおもっています。

四 御嶽社および心願講・霊神場との関係について

そこで、まず、本件土地の権利が、御嶽社にあるのか、それとも地元岩崎区もしくは岩崎財産区にあるのか、という土地の帰属をめぐる中心的争いについて判断する資料として、さきに紹介した岩崎御嶽山、そこにまつられてい

る御嶽社、及び心願講、霊神場との関係などに関し、その歴史的背景及び現実の状況について、簡単に考えてみることにします。さきにのべたように、岩崎御嶽山は、御嶽社とその周りにある多数の霊神場から形成されており、宗教的色彩の濃いいわゆる霊山の感を呈しております。このお山がいつごろどのような姿を形づくったかについては、はっきりしませんが、霊神場にある霊神碑の建立年月日を調査すれば、ある程度推測できるといえます。このような調査によれば、霊神碑が多く建てられるようになったのは、大正から昭和一〇年代にかけてであるという結果がでています。また、この岩崎の竹の山に御嶽社がつくられたのは、さきにのべたように「岩崎御嶽山縁起」によると万延元年、一八六〇年に心願講の高祖である明寛行者と、明心行者によって御嶽大権現が勧請されたとき、とされています。これを裏付けるのは、山中にある万延元年建立と刻まれた石碑や、石柱の存在であるといえましょう。したがって、岩崎御嶽山の開山に大きくかかわったのは、心願講とよばれる御嶽講であったわけです。事実今日においても、岩崎御嶽山は、心願講の活動拠点であり、このお山と心願講のつながりは深いものであるといわれています。そこで、この心願講とよばれる講社について少しふれたいとおもいますが、心願講については、本学の赤池教授のご研究で「御嶽講集団と地域社会」という論文が、『日本のシャマニズムに関する調査研究』（昭和五六年三月）に掲載されていますので、詳しくはこれを見ていただきたいとおもいます。すでにのべてきましたように心願講は、高祖明寛・明心という二人の行者からはじまり、その後、それぞれの行者が各地区で主に大字別に心願講をつくっていききましたので、各地区にできた心願講は通常大字名を付してよばれています。例えば、この岩崎地区の場合を採り上げますと、大字岩崎にある心願講ということで、これを岩崎心願講と称しています。したがって、このようなそれぞれの地区ごとにある心願講を、単位講社と考えれば、心願講は、このような単位講社の集合体であると解することができます。それぞれの単位講社は、先達、世話人、講員という三者の組合せと動向が単位講社の盛衰や性格を決めること

になるわけでした。単位講社では、いわば人的要素が重要な意味をもってくるといえるようです。これらの単位講社は、この地方で五〇ぐらいあり、その管理・運営等は単位講社ごとに独立して自主的に営まれているようでありました。したがって、これらの単位講社をまとめる存在としての心願講は、実際には、その組織づくりを行っておらず、ただ心願講全体の名義上の代表者がおかれているだけのようであり、各単位講社が心願講としてまとまっているのは、高祖たる明寛・明心両霊神をまつるというだけであって、あまり横のつながりはないようにみうけられます。

ところで、岩崎御嶽山は、心願講そのものの起点であったわけですから、すべての心願講の根拠地ではありますが、心願講のみならず、他の多くの講社の霊神場があることからあきらかなように、この地方の御嶽講そのものの中心地であるわけです。そこで、岩崎御嶽山そのものの管理・運営が現実にとのように行われているかについて、把握しておくかなければならないと考えます。ところが、岩崎御嶽山の管理・運営については、実は、岩崎心願講が事実上深いかわりをもっています。そこで岩崎御嶽山の管理・運営の実状について、第一に、御嶽社の管理・運営、第二に霊神場の管理・運営、第三に心願講と御嶽社との関係、の三つの視点から整理しておきたいとおもいます。まず第一に御嶽社の管理・運営についてですが、岩崎御嶽山にある主な建物は、御嶽社ならびに社務所、それに心願講の儀礼が行われている祖霊殿とよばれている建物であり、岩崎心願講の先達が昭和四六年頃から堂守りとして定住し、参詣する講社員、崇敬者の世話をするとともに、御嶽社、社務所の管理・運営にたずさわっているようでした。したがって、岩崎御嶽社は、事実上、この堂守りによって維持されていることとなります。第二に、岩崎御嶽山に多数存在する霊神場の管理・運営についてみますと、霊神場は、それぞれの御嶽講が個別に所有し、独自に管理・運営しているようでありました。したがって御嶽社を事実上管理・運営しているのは、心願講の先達たる堂守りですが、霊神場そのものの管理・運営については、心願講は全くたずさわっていないようでありました。それではいったい誰がこ

の霊神場の場所を決めたり区画を割当てたりしているのか、という問題がでてまいります。霊神場の使用については、大字岩崎区長あての敷地借用申込書があり、この時支払う金額には、霊神場敷地料のほかに、踏査料、抗代金が含まれています。このような名目の金銭の支払がありますから、おそらく大字岩崎区のほうで実際に御嶽山に入り、場所を決め、くいを打つことをしているのではないのかとおもわれます。地元の人に直接伺う機会がありませんが、書面からそのように考えられます。これを要するに、心願講は霊神場の管理については、特に、何らの権限をもつものではないということができるとおもいます。第三に、心願講と岩崎御嶽社との関係はどうなっているのかについて考えてみることにします。さきにのべたように、事実上御嶽社の管理・運営は心願講の先達たる堂守りによって行われているようであり、この堂守りと、御嶽社の関係は、さきにのべたようによくわかりません。堂守りの資格、選任方法などについては、おそらく長年の慣行があるとおもいますし、当然、宗教法人御嶽社が存在するわけですから、堂守りの選考は、御嶽社によって行われるのが建前といえます。したがって、心願講の先達の一人が堂守りとして、御嶽社をとり仕切っているという事実だけで、御嶽社と心願講の関係は論じられないとおもいます。そこで、御嶽社と心願講の関係を神社のお祭りの執行という側面からとらえて考えてみます。岩崎御嶽社の祭は、春・秋の大祭があり、白山宮の宮司が神事を行い、心願講の先達がそれを補助するような形で進行し、町の有力者、講員、一般住民が参加しますが、午後からは、神主や町の人は去り、先達集団と講員によって行者姿で行われ、心願講だけのお祭りになります。祭の場所をみても、午前中の祭は御嶽社の前で、午後の祭は祖霊殿の中で行われます。このように御嶽社で行われる祭の違いは、御嶽社と心願講の関係を考えるにあたり、大変参考になるのではないのでしょうか。おそらくこのような形式のお祭りは、長年にわたって続いてきたものとおもいます。なぜならば、御嶽社は神社であり、戦前は無格社として国の祭祀を行わなければならないなかったので、当然地元の有力者が参加して、公の祭が行われてき

たものとおもいます。これに対し、心願講の祭はあきらかに宗教活動であり、かような祭を神社の前で行うことはできなかつたわけであります。要するに、御嶽社と心願講の関係は、戦前は、神社と宗教との関係となり、両者ははっきり区別されていたのであります。それが御嶽社の祭の形式にあらわれているといえないでしょうか。しかし、戦後は周知のように、神社も宗教団体として扱われることになりましたが、多くの神社が、神社本庁に所屬して、かつての神社の機能を維持するようにはしており、また、地区住民も、長年にわたって築き上げられた地区と神社の関係を、以前とほぼ同じように受けとめている場合が少なくないであります。したがって、岩崎御嶽社は、祭りの現状から見ると、地区住民のお祭りでありながら、他方で心願講のお祭りでもあることから、地元住民の神社としての機能と、心願講の神社としての機能を、かね備えた神社であるということができると考えます。とくに、心願講の立場からみれば、縁起を根拠に、この岩崎竹の山に、御嶽大権現を勧請し、その後、多くの霊神場をつくり、霊山として岩崎御嶽山を築き上げてきたわけであります。こうした歴史的経緯からみると、創建の年月日は明確ではないとしても、御嶽社は、当初は心願講の神社として存在し、維持・管理されてきたのが、明治政府の宗教政策を契機として、地元住民の神社としての機能が重視されるようになり、今日まで二面性を持ち続けてきたのではないかといえるのではないのでしょうか。

五 岩崎区・岩崎財産区について

つぎに、本紛争で、岩崎御嶽山一帯の土地の部落有を主張する岩崎区、岩崎財産区について考えてみる必要があります。さききのべたように、この御嶽山をめぐる紛争は、現在、三つの訴訟が継続しているのでありますが、このうち第二訴訟では御嶽社が原告で、被告が岩崎財産区ならびに岩崎区であります。もちろん第一訴訟の抹消登記請求の

場合も、登記名義上の権利者は二人の名前になっていますが、実際には、大字岩崎の所有する土地であるとして、その背後に岩崎区ないしは岩崎財産区が存在しているのであります。これを具体的にみていきますと、第二訴訟の金員返還請求では、観光会社に売却された土地についてみますと、その売買契約書では、大字岩崎区長が当事者として表示されているだけで、岩崎財産区については全く表面にでておりません。また、その他の土地についても、岩崎区長が当事者の一方となって処分されており、その受領した代金や賃料は岩崎区を経由して岩崎財産区に渡されているようでありまして、原告の御嶽社は神社名義の土地を、岩崎区長が勝手に処分したとして、その金員の返還を求めているのに対し、被告は答弁書の中で、処分されたこれらの本件土地は、岩崎区の区民の共有ないし財産区の所有である、と答弁しているのみで、岩崎財産区それ自体については、一切答えていないのであります。したがって、現在までの訴訟書類等を参考にしても、岩崎財産区なるものの実態を知ることが困難な状況であります。ただ若干付言すれば、ご承知のように、明治二一年の町村合併のうちに、財産区の存在が法的には認められたものの、財産区の法律的性質、内容、管理、運営等の実質的問題については、一切規定をもうけなかったのであります。この町村合併の際、当時この付近は、岩崎村とよばれていたようですが、この岩崎村と他の二村が合併して、新しく岩崎村となつたため、旧岩崎村が大字名を付して、その後大字岩崎という地名になっております。そして明治三九年には、この岩崎村と他の二村が合併して、現在の日進町の前身である日進村が生まれたのであります。したがって、大字岩崎に部落有財産があったとすると、これは明治二一年の、町村合併後に財産区がつくられたのではないかと、推察できますが昭和三十一年に発行された、日進村史には全くこの記載がありません。したがって、岩崎区、岩崎財産区の実態を明確にするには、地元住民の協力が必要とおもわれますが、この点については、訴訟担当の弁護士が、訴訟中のケースであることを理由にご協力していただかなかつたばかりか、地元住民からの聞きとり調査にも反対されたことから、わ

れわれも、訴訟開始直後のケースであること、及び、将来この問題について調査していく場合のことなどを考慮して遠慮することにしたので、この問題についてご報告ができないことを会員の皆様にご了承していただきたいとおもいます。

六 むすびにかえて

以上、岩崎御嶽山をめぐる紛争事例について、その経過ならびにその歴史的背景、現実の状況について、その概略をのべ、本件紛争事例の実態を明らかにしようとしてまいりました。岩崎御嶽山と御嶽社、あるいは、心願講とよばれる講集団などの沿革、現状等については、さいわい、本学の赤池教授の、先程あげましたご研究の成果があり、これを参考にさせていただくことができましたが、本件訴訟をみますと、現実にはまだ解明していかなければならぬような問題点が少なくないようにおもわれます。まず御嶽社に代位するというような形で訴訟を提起した心願講の先達グループが、御嶽社に対し、どのような地位におかれるのかという問題、御嶽社の代表役員の任免に関し、氏子総会が開かれ、それが心願講のメンバーを中心に構成され、地元住民を無視するような形で行われ、この効力いかに問われているわけですが、こうした場合に御嶽社の氏子、あるいはその信者は、いったいどの範囲までをいうのか、という問題、また、心願講が主張する岩崎御嶽山に対する永代使用というような権利関係を認めることができるかどうかの問題、などであります。これらの問題は、訴訟のゆくえに大きな影響を与えそうな、重要な問題であるにもかかわらず、実は現在、まだその実情がよくわからないわけであります。裁判が進行するにつれて、法廷で明らかにされるであろうと期待しているのでありますが、裁判所できちんとあげることのできない宗教的な問題も含まれているようにおもいますので、今後、われわれも地元側と接触をはかり、少しずつでも解明すべく、努力していきたいとおもっ

ています。

最後に、この報告をしめくくるにあたり、この紛争についてのわれわれの一応の見解を述べておきたいとおもいます。もとより、この紛争事例について、すでにのべましたように、事実関係に関する基礎的資料が不足している状態を前提にしてありますが、本件岩崎御嶽山の土地をめぐる紛争が生じてきた一つの起因は、すでにのべたように、やはり、この岩崎御嶽山をめぐる周囲の開発がひきかえになっているといわなければならないとおもいます。かつてこの御嶽社より一段と険しい山道をたどって登って行かなければならなかった奥の院が、今は開発の波に押されて、すぐ近くまで宅地化され、単なる社として、建物と施設こそ良くなりましたが、御嶽信仰の霊山としての機能を喪失してしまっているかの状態になっております。こうした現状をつぶさにみますと、いずれ、現在の御嶽社付近一帯も遅かれ早かれ、奥の院のケースと同じ開発化の道をたどり、同じ様な状態におかれるかもしれないという危惧の念が起こるのも、また、当然のこととおもわれます。このような時期に、登記上御嶽社名義になっていた広大な土地が、御嶽社の手を離れ、個人名義に移されたわけですから、岩崎御嶽山一帯を霊山とみなし、霊神場を現状どおり存続させ、信仰の山として維持させたいとする心願講が危機感をもつに至ったであろうということは、容易に推察しうるところであります。本件の紛争の生じた二つめの起因としては、戦前・戦後における宗教政策の変化、及びその影響を無視することができないという点であります。すでに御嶽社と心願講との関係についてふれたように、明治政府の宗教政策の結果、この岩崎御嶽山においても、御嶽社と心願講の区別が行われ、そのため、御嶽社は地元住民の神社と、心願講の神社との二面性をもつことになったのであります。しかも、昭和一〇年ごろまでは、地元住民と心願講との関係は、きわめて友好的であったようにおもわれます。と申しますのは、少なくとも御嶽山に、これだけの規模の霊神場が認められてきたこと、また、心願講が、祖霊殿というかなり大きな建物を御嶽社のわきにつく

ていることなど、地区住民との相互理解がなければ、おそらく現在の岩崎御嶽山はあり得なかったとおもわれます。したがってこのような友好的な関係が続く限り、御嶽山の二面性もとくに問題にならなかったといえます。このたびの岩崎御嶽山をめぐる紛争は、心願講と、大字岩崎との協調関係がくずれ、御嶽社の二面性が表面したことによるものであると考えることができるのではないのでしょうか。以上で報告を終らせていただきます。